

第百五十六回国会
衆議院
総務委員会
議録第七号

平成十五年三月十三日(木曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長 遠藤 武彦君

理事 荒井 広幸君

理事 林 幹雄君

理事 安住 淳君

理事 榊屋 敬悟君

理事 浅野 勝人君

理事 岩崎 忠夫君

理事 上川 陽子君

理事 佐田 玄一郎君

理事 滝 実君

理事 谷田 武彦君

理事 松野 博一君

理事 吉田六左門君

理事 伊藤 忠治君

理事 玄葉光一郎君

理事 植崎 欣弥君

理事 三井 辨雄君

理事 山井 和則君

理事 白保 台一君

理事 山名 靖英君

理事 赤嶺 政賢君

理事 矢島 恒夫君

理事 横光 克彦君

理事 山谷えり子君

佐藤 勉君

八代 英太君

武正 公一君

黄川田 徹君

伊藤信太郎君

岩永 峯一君

左藤 章君

砂田 圭佑君

谷 洋一君

平林 鴻三君

宮路 和明君

渡辺 博道君

大出 彰君

中沢 健次君

松崎 公昭君

山田 敏雅君

山元 勉君

西 博義君

山岡 賢次君

春名 真章君

重野 安正君

金子善次郎君

三村 申吾君

政府参考人
(総務省人事・恩給局長)

久山 慎一君

政府参考人
(総務省自治行政局長)

畠中誠二郎君

政府参考人
(総務省政策統括官)

大野 慎一君

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制部長)

寺田 逸郎君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

新島 良夫君

総務委員会専門員

大久保 暁君

委員の異動
三月十三日

辞任

伊藤信太郎君

佐田 玄一郎君

谷本 龍哉君

野中 広務君

平林 鴻三君

荒井 聰君

大出 彰君

島 聡君

久保 哲司君

春名 真章君

金子善次郎君

同日

辞任

岩崎 忠夫君

砂田 圭佑君

谷田 武彦君

松野 博一君

渡辺 博道君

植崎 欣弥君

三井 辨雄君

補欠選任

砂田 圭佑君

谷田 武彦君

松野 博一君

渡辺 博道君

岩崎 忠夫君

三井 辨雄君

植崎 欣弥君

山井 和則君

白保 台一君

赤嶺 政賢君

山谷えり子君

補欠選任

平林 鴻三君

伊藤信太郎君

佐田 玄一郎君

谷本 龍哉君

野中 広務君

大出 彰君

荒井 聰君

同日

辞任

西 博義君

補欠選任

久保 哲司君

三月十二日

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

同月七日

法人事業税に対する外形標準課税導入反対に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第四九四号)

同(春名真章君紹介)(第五一一号)

法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請願(大森猛君紹介)(第四九五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六二九号)

同(矢島恒夫君紹介)(第六三〇号)

一律外形標準課税導入反対に関する請願(玄葉光一郎君紹介)(第五九二号)

電磁波から身を守るため予防原則に基づいた対策に関する請願(川田悦子君紹介)(第六二七号)

同(原陽子君紹介)(第六二八号)

同月十三日

電磁波から身を守るため予防原則に基づいた対策に関する請願(春名真章君紹介)(第七〇六号)

法人事業税に対する外形標準課税導入反対に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第七六三三号)

は本委員会に付託された。

三月十三日

国から地方への税源移譲を求めることに関する

意見書(宮城県議会)(第三七六五号)

国から地方への税源移譲に関する意見書(東京都板橋区議会)(第三七六六号)

国から地方への税源移譲に関する意見書(福岡県議会)(第三七六七号)

地方制度調査会副会長西尾私案に関する意見書(岡山県勝田町議会)(第三七六八号)

町村自治の確立に関する意見書(北海道鹿部町議会)(第三七六九号)

町村自治の確立に関する意見書(北海道妹背牛町議会)(第三七七〇号)

町村自治の確立に関する意見書(福島県矢吹町議会)(第三七七二号)

町村自治の確立に関する意見書(茨城県真壁町議会)(第三七七三三号)

町村自治の確立に関する意見書(栃木県河内町議会)(第三七七四四号)

町村自治の確立に関する意見書(千葉県光町議会)(第三七七五五号)

町村自治の確立に関する意見書(新潟県水原町議会)(第三七七六六号)

町村自治の確立に関する意見書(新潟県堀之内町議会)(第三七七七七号)

町村自治の確立に関する意見書(新潟県小出町議会)(第三七七七八号)

町村自治の確立に関する意見書(新潟県入広瀬村議会)(第三七七七九号)

町村自治の確立に関する意見書(滋賀県愛知川町議会)(第三七八〇号)

町村自治の確立に関する意見書(京都府夜久野町議会)(第三七八一〇号)

町村自治の確立に関する意見書(鳥根県八雲村議会)(第三七八二〇号)

町村自治の確立に関する意見書 広島県吉田町議会(第三七八三号)

町村自治の確立に関する意見書 高知県土佐山村議会(第三七八四号)

町村自治の確立に関する意見書(福岡県三橋町議会)(第三七八五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○片山国務大臣 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、平成十四年における消費者物価の動向等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額について、平成十五年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあつては二十六万九千九百円を二十六万七千五百円に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあつては十五万四千二百円を十五万二千八百円に、それぞれ引き下げようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いいたします。

○遠藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○遠藤委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房審議官衛藤英達君、総務省人事・恩給局長久山慎一君、総務省自治行政局長畠中誠二郎君、総務省政策統括官大野慎一君、法務省大臣官房司法法制部長寺田逸郎君及び厚生労働省大臣官房審議官新島良夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○遠藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安住淳君。

○安住委員 きようは恩給法でございますが、恩給も大事ですけども景気も大事なので、少し経済の話をします。

私は、きよう日経新聞を読んで、朝起きてびっくりしたんですが、「補正論議が本格化」と書いてあったんですね。つまり、来年度予算はまだ参議院の段階でございますが、これは個々個別にどなたがどういふ発言をしているかは申し上げませんが、補正予算の話をもう既に、与党、特に自民党の方が出している。しかし、大変失礼な言い方ですが、性懲りもなくよくやっていると、うふに私は思います。

現職の閣僚が補正予算が今の時点でやはり必要だというふうに言うとは思いませんけれども、補正予算のこの論議について、まず、片山大臣、どのように思っているのか、お話を聞かせていただきたいと思います。

○片山国務大臣 今、安住委員から言われましたように、まだ来年度の当初予算は参議院で審議中でございまして、そういうことを言うのはい

かがかな、私もこう思うんですね、補正予算の。まず当初予算を早く成立させて早く執行するというのが一番必要じゃないだろうか、こういうふうで思っておりますし、いろいろな御意見を新聞等で拝見しますけれども、政府内では一切そういう話はございません。

○安住委員 私は、あえて申しますと、古い体質と、やはり、現実経済の反省というのがこの十年全くない人たちが多分自民党の幹部におられて、相も変わらず同じ、補正、補正とやっているんだらうなど。それを今から証明しますので、そういう議論をさせていただきたいと思ひます。

マスコミも少し責任がありますね。大型補正を組むといかにも景気喚起につながるというように、大型の補正予算を組むと経済が上を向くという考え方に立つて記事を書いているところもなきにしもあらずではないでしょうか。

さて、本日の日経平均は、先ほどの終わり値で七千八百八十八円ございました。マイナス五十円というところで、七千円台で低迷をしているというところでございます。

さて、この冷え切った株価が映し出す経済を上向きにさせるためには、本日に補正予算は必要でございましょうか。片山大臣、いかがですか。

○片山国務大臣 それは、全く関係ないかと言われますと、それは補正の予算の中身によつては幾らか関係あるかもしれませんが、株価というものは、株式市場といえますか市場原理によつて動くものでございまして、伝えられるところによると、どうも空売りが多いようです。外人の皆さんの。こういうことでございまして、今恐らく金融庁を中心に、いろいろなそういう意味でのチェックといひますか、そういうことの検討もされていると思ひますし、そういうことの方がずっと有効ではないかと私は思っております。

○安住委員 実は、これは総務委員会ですからこれ以上突っ込んだ経済の話は趣旨に反しますが、一言だけ申し上げると、やはり空売りの問題というの、いろいろな専門家の話を聞いても確かに

あるんですね。

それはどういふことかという、やはり大手の銀行が増資に走った。一兆円を超す増資を集めて、まあ大本営発表なのか事実かはわかりませんが、でも、頼んでいないところからもどんどん増資の額が来て、もう予定をオーバーしましておかげさまですなんという会見をしている。それで、銀行株が逆に投げ売りされているわけですね。これはまさにちんどん屋みたいな話で、それで、含み益が落ちることによつて自己資本がどんどんどんどん下がる。何を一体やっているのかと私は思うんです。

しかし、そういう問題があるにしても、実は私が大変危惧しているのは、そういうテクニカルな問題だけでなく、やはり我が国経済の実態が非常に悪いということではないでしょうか。それを是正するためという話で、多分、記者さんが夜回りと呼んで夜に取材に行くと、相も変わらず、補正、大型を組まないとだめだとか、財政出動をしないと中途半端なことではもうだめだとか、必ずそういう話になるから記事に反映して出てくるんです。

つまり、経済を知らない人間が政権運営をやっているから、与党の幹部をやっているからこうなつてということになるんじゃないですか、大臣。いかがですか。

○片山国務大臣 記者の方がどういふところを取材源、情報源にして書いているのか私もよくわかりませんが、ただ、実体経済は、少なくとも企業収益だけ見ますと、七割の企業がプラスになっているんですね、前よりは。私は、そのところが本当に悪いのかどうかというのは、いろいろな見方がある。ただ、収益を出しても、それがいわゆる経済のプラスの方に回っていないというふうな実態が実はあるんじゃないかと思ひますが、私も大変勉強でございますので、なお十分勉強させていただきます。

○安住委員 国債発行額の推移と経済成長率の推移については、総務大臣に資料をお渡ししており

ます。これは、国民経済計算年報等から取り出したものであると同時に、閣議決定資料でございすから、この数字に基づいて質問をさせていただきます。

この平成六年から平成十五年までの間、村山内閣から小泉内閣まで、すさまじい額の補正をつくらせて、そして大きな借金を我が国の政府はつくりました。しかし、景気は本当によくなったかというところ、全く残念でございしますが、よくなっております。正直申し上げまして、これは、全く旧体制の古いオールドエコノミーを維持するため、食ったという言い方を私は本当に軽べつを込めて言いますが、多分、この国債を食って当座しのいだ業界や業種のために自民党はこれだけの予算を使っただけではないでしょうか。

平成十年においては、これは小淵内閣のときでございましたが、それまでの方向を転換して、大型補正予算、何と当初の国債発行額が十五兆六千億円にもかかわらず、補正で十九兆円つくりました。翌年の経済成長は確かにマイナスから一・九というプラスに転じました。しかし、そうした効果は長く続くわけがありません。平成十三年度には、またマイナス一・四になった。平成十一年にも七兆円、小淵さんは大型補正をつくっているわけですね。

これは政策の失敗だったというふうにお認めになりますか、大臣。

○片山国務大臣 政治は結果責任だということから見ると、いろいろな御見解、御議論が私はあると思いますけれども、そのときそのときで最善の景気対策を考えてのこととございまして、そういう意味では、バブルの崩壊の後の、失われた十年と言いますけれども、この十年の苦闘の跡がこの国債発行額や経済成長率にあらわれているな、こういうふうに思っております。

○安住委員 笑って答弁できているのはまだ与党にいるからだと思ふんですけれども、これは普通は、大変な国家的犯罪にも近い話でして、つまり、こういうことかというところ、景気を底上げす

るために、いわば戦後五十年続いてきたやり方の集大成を小淵さんという人は多分やっただけです。公共関連何でも予算をつけて、大変失礼な言い方ですが、いわばお金を食った。国の予算、国民の貴重な財源を食った。しかし、構造改革は何にも進めてこなかった。

いい例が、例えば道路関係の予算の配分を見ますと、大臣、これは資料をお渡ししていないから私が説明しますが、一九八二年に公共関連の中に占める道路予算というのが大体二九・七、しかし、これが小淵さんのころどうだったかというと二八・九、つまり、ほとんど予算のシェア率というのを動かしていないわけですね。これは、農林の公共なんかは全くそうです。つまり、何のために主計をやっているのかよくわからないぐらい予算を動かさないで来た。

ということでは、どういうことかといえば、簡単な話が、役所がいれば事業計画で積み残していた分をこの十九兆で、いっせいのせいで、どんと予算をつけて消化をしただけ。これが景気対策なんですよ。かといって聞いてるんです、大臣。これは景気対策じゃないんじゃないですか。役所が勝手に自分たちの都合で、積み残していた事業をどんどんどん消化するために地方にまで赤字をつくらせて、これをいわば景気対策と称してやってきた。その最たるものが補正予算ということになるのではないのでしょうかと私は聞いています。いかがですか。

○片山国務大臣 シェアは割に変わっていないかもしれませんが、その中で、事業そのものはやはり私は変わってきているんじゃないかと思ひますね、道路一つ見ても。

ただ、やはり、景気をよくするためには財政支出動して有効需要をつくり出すことが必要だということ、ケインズ理論ですか、そういう考えがあるものから、減税よりも公共事業なんかの方が一番その効果がある、こういうふうな考えられてきましたから、そういうことで補正予算でいろいろな手当てをしてきた。こういう歴史があると思ひ

ますが、本当は予算というのは、年間総合予算を通すように出した方が予算のあり方としては正しいのではないかと、しかし、やむを得ずこういうことで大型の補正をやってきた、こういうふうな思っております。

○安住委員 私は、やはり歴史的必然というのがあって小泉内閣が生まれたんだということを、過去のこういう資料を見ると非常に感じるんですね。ですから、結局、ある点で限界点に達して、改革をしないとダメだというのが自民党も思っただけでしょう。しかし、この二年間で何が変わったかというところ、大変残念なことですが、予算の配分については、さほどの、指摘するべきほどのことは起きておりません。

ただ、私が一つ注目するのは特区の問題であります。今回この特区の問題が出てきて、これは、大臣御存じのように、それぞれの地方自治体は、先導となってやっていくわけですね。しかし、非常に抵抗が強い。つまり、抵抗が強いということはどういうことかというところ、旧体制のままでいきたいと思っているいろいろな思惑があつて、鴻池さんが難渋苦渋をしているというのは私も外から見ていて思っております。

大臣、どうでしょうか。やはり、景気対策を本当にやるのだったら、実は、大胆な規制緩和や競争というものを取り入れた新しい手法で予算を組んで、政治の体質なんかを変えていかなきゃいけないんじゃないですか。しかし、それが今できていると思ひますか、できていないと思ひますか。私はできていないと思うから今こういう質問をさせていただいてるんですけれども、いかがでございますか。

○片山国務大臣 総理の施政方針演説でも、やはり構造改革、デフレ阻止はやっていく、それには歳出の改革、規制改革、税制改革、金融改革の四つだ、こういうふうな言っております。今安住委員が言われますように、規制改革はお金がかからないわけですから、ある意味では一番勝負が早い。思い切った規制改革、こういうことの中で、

今お話しのように、特定のところでだけ規制改革の実験をやってみよう、こういうことで特区構想が出てきたと思ひますし、各省庁、前向きに検討しまして、我々の方でも認めるべきものは認めていった。

ただ、全部見てみますと、まじめにしっかりと検討しているものだけじゃないんですよ。だから、その中で、まじめに検討しているものについては私はぜひ取り上げなきゃいかぬと思ひますけれども、そうでもないものについては直ちにということにはなかなかならないのではないかと個人的には思っております。

○安住委員 これだけ国民の財産である大事なお金を百兆以上むだ遣いしている人たちがあなた方の政府でございまして、私は、特区で、規制緩和のことで少々失敗するぐらいだったとしても安くつくと思ひますから、ほとんど認めてあげて実験的にやればいんだと思ふんですよ、これは特区ですから。私はそう思ひます。

特に、大臣、我々は総務委員会ですから、役所の体質を変えようという点からいいますと、一つ御提案でございしますが、やはり、行政部門のエンジニアシール化というのをもっと徹底的に進めて効率化を図るときではないでしょうか。

特区は確かに規制緩和です。しかし、財政上の理由から実はほとんど民間化した方がいいというところ、私は私にはあると思ひます。イギリスでは、御存じのとおり、刑務所の運営ももう既に民営化をしているわけです。その後のいろいろなことがある。しかし、我が国はどうでしょうか。一時もはやされましたが、基本的にはエンジニアシール化は進んでいない。

私は、極端なことを言いますと、それぞれの県に土木部とか建設部というのがあるかもしれないが、それはもう、本当にエンジニアシール化してやってみたら、実は半額の値段で公共事業を県でやれたということだってあるかもしれないと思ふんですよ。それぐらい思い切ったことを指導しないと、いけないんじゃないですか。そうでないと、

私は、我が国は生き残つていけないような気がするんですね。大臣、いかがでございますか、これは提案でございますけれども。

○片山国務大臣　今安住委員が言われるような考
え方で独立行政法人というのはできたんですね。
国の方は今、これを五十九やつてさらに追加をや
る、こういうことでございますし、地方の方でも、
今言われましたような意見がありまして、この国
会に地方の独立行政法人化のための法案を出させ
ていただこう、こう思つて今鋭意取りまじめを急
いでおります。

地方の大学だとか病院だとかその他のいわゆる
公営企業、あるいは試験研究機関あるいは公の施
設等も思い切ってエージェンシー化といいますか
独法化をしていく、あるいは民間委託ができるよ
うにしていく、こういうことを考えておりまして、
今後ともそれは進めてまいりたいと思います。

特に、公共事業等でPFIが国よりは地方がずっと進んでいるんですよ。だから、このPFIも、もつともつと使いやすい制度にしてこれを進めていったらいいと私は考えております。

○安住委員 私が今質問をしている趣旨の底流には、やはり価値観を変えようということがあるんですよ、大臣。

ちよつと話が変わりますけれども、実は私きょう、朝ちよつと時間があつたものですからテレビでワイドショーを見ていたんですね。驚きましたね。普通、ラーメンというの、大臣、幾らぐらいのものを食べるんですか。

○片山國務大臣 値段でしようか。(安住委員「値段」と呼ぶ) そうですね、これはいろいろありますね、安いから高いのまで。(安住委員「普通幾らですか」と呼ぶ) 会館の食堂なら安いですが、私も、私が食べているのは恐らく六、七百円じゃないでしようか。

○安住委員　やはり、さすがにいいラーメンを食べていらつしやるんだと思いますけれども。

実は私 見ていて おつと思つたんですけれど、
も、皆さん、百八十円のラーメンチェーンが出て、

今東京へ展開しているらしいんですよ。別にその会社を褒めているわけじゃなくて、つまり、私は、ああ、これがデフレということでしょうか。やはり実感しますね。

その経営者がテレビに出て堂々としゃべっているんですね。何をしゃべっているかというと、六
百円のラーメンを食わされて当たり前だと思つて
いる人もおかしいし、六百円でないとラーメンが
つくれないと思つている人たちもおかしいんだと
言うんですよ。百八十円で十分元が取れるから
やってみせろという話なんですね。

百八十円のラーメンというのはいつの時代かというので、私も調べました。昭和三十三年とか四年の話ですよ。宮路先生、入省したころじゃないですか、役所に。一緒にアメリカでラーメン食べましたけれども。

私はこれはどういうことをいうかということ
きょう福井総裁が一応予定者になりましたね。自
民党の中には、一部にはインフレターゲット論と
いうのがあるんですよ。つまりこれは、今はデフ
レだからという話ですね。しかし、本当にそうか
と私は思いましたね。つまり、世界的な規模で実
はデフレというのは進行しているんですよ。中国
なんか、もうすごいデフレですから。しかし、中
国は経済成長しているんですよ。我が国はデフレ
で、スパイラルを起こして、負の連鎖で経済が縮
小しているんですよ。

この差は何かということを申し上げると、先ほど大臣がちよつと言つたんですけれども、やはり、デフレで余剰になった資金がどこに回っているかなんですよ。中国では、それが新しいビジネスに回って、また経済の拡大に役立っているんですよ。我が国はどうかというと、そうじゃなくて、どんどんどんどんそれがスバイラルを起こして経済の縮小になっている。こういう価値観をちゃんと持つていないと、我が国だけがデフレで、我が国だけがインフレーターゲットを設けて何かやればよくなるかという、私は、多分それは物すごい悪性インフレを起こす可能性があると思うんです。

ですから、今度の日銀の総裁がどういうかじ取りをするかわかりませんが、そういう時代で、ラーメン百八十円。

それから、皆さん九段の宿舎にもし住んでいらつしやったら気づくかもしれませんけれども、九段の宿舎では、朝、新聞が来ますね、私は必ずチラシを見るんですよ、昔から。最近、木曜日は必ずマンシヨンの新築の売りのチラシなんです。よ。しかし、驚きますよ、皆さん。私は、九段には記者時代からもう十五年ぐらい行ったり来たりしますからね。あのころバブルで、九段の宿舎の前の何とかハウスというマンシヨンの最上階は、たしか六億か七億だったんですよ。この間中古で売りに出していたピラを見たら、二億ちょっとなんですね。

しかし、これは、デフレでこれだけ世の中が変わって、逆に言えば、チャンスが来ているとも私は思うんですね。このチャンスが来ているという意識が全く政府にないんです。こういうデフレの時代だからどういう行政をやるかというメッセージがないんですよ。だから失敗するんですよ。だから、幹事長のところに夜回り行行って、また山崎さんあたりが大型補正だなんて、あほみたいなこと言ったら大変失礼ですけども、言っているんですよ。時代がわかっていないんですよ。

総選挙のたびに補正予算を組んできた歴史があります、確かに。ですから役人も、大型補正を組むと、ああ、これが通ったら解散だなとか、つまり、ニンジンを地方にぶら下げて選挙をやったような時代もあります。しかし、今はそんな時代じゃないんじゃないですかと言っているんです、私は。そういう考え方から抜け出せるかどうかというふうに私は思うんですね。

大臣、残念ながら、見ていると、そこがやはり欠けていると私は思うんですね。いかがですか。○片山国務大臣　大変難しい御質問をされましたが、なるほど、今のデフレは世界同時デフレですね。だから、一国だけでやるのは限界があるんですね。だから、私は、今安住委員もちよつと言わ

れましたが、デフレと上手につき合う、デフレと上手につき合って経済を活性化するということを本気で考える必要があるんじゃないだろうか。と。軽々なるインフレターゲットがいいのかと私は個人的には前から思っておりまして、日本は高コスト構造の国なんです、この高コスト構造を直していかなきゃいかぬですね。

だから、デフレをどうやってうまく使っていくか、スバイラルは困りますけれども、そういうことのいろいろな検討をすべきではないかと私は思っておりますし、そういう議論は経済財政諮問会議等でもありまして、今後とも政府として、必ずしも私どものところということではありませんけれども、しっかりと対応してまいるべきではないかと考えております。

○安住委員　ですから、ここに佐藤理事のように建設関係のプロもいますけれども、もつとダンピングしてどんどんやつたつて、実はそんなつばれないんですよ。利益が高く取れるような、多分そういう構図になっているんじゃないの、佐藤委員。私はそう思いますよ。つまり、八百万人か六百万人か知らないですけれども、そうやって建設関連の人が食ってきた時代が終わったんだということなんです。やはり、終わったことに気づいて、いち早く予算編成をしていかないといけないと思うんですね。

そこで、大臣、恩給の話なんですが、もうすぐ時間ですけども、これはなかなか私も難しいなと思ってるんです、本当に。

というのは、私も、実は私の祖父がやはり硫黄島で戦死をしまして、私の親はやはり相当苦労して、この恩給で大学まで行かせてもらった方です。しかし、もう九十になりました。この間聞いたら、この支給平均年齢は八十三歳ぐらいですよ。そこで、私は非常に悩ましいと思うのは、物価スライドで下げる、こういうデフレ時代、やはり据え置き、政治的にどうかと言われると、でも、苦勞をとにもするという点からいうと、やはり下げるというのも一つの大きな選択肢かなとも思うんで

すよ。ただ、これは非常に難しいですけれどもね。だけれども、今回、年金はそうになりました。寡婦加算以外、全体として引き下げなかった理由を教えていただきたいと思ひます。

○片山國務大臣 いろいろな議論がありました。やはり公務員給与とか年金というものと連動すべきだという意見もありまして、公務員給与は、史上初の本俸の引き下げが一・九五行われる。また、消費者物価はもう三年六カ月下がっているんですから、対前年度比でいいましてマイナス〇・九%。こういう状況の中で、年金も下がりましたですね、全部でなくて、マイナス〇・九、前年度対比分だけが下がる。

こういうことで、財政当局は、恩給も下げる、こういうことでございましたが、我々は、これは何度でもここで答弁させていただきましたけれども、恩給というのは国家補償の性格がある、しかも、平均年齢八十三歳の方の物心両面におけるよりどころだ、そういうことからいってもこれはぜひ据え置きにしてほしいということで、いろいろ調整をやりまして、最終的には、基本年額については据え置き、ただ、昭和五十一年に公的年金との並びで入りました普通扶助料に係る寡婦加算につきましては、これはどうしても並びだから、こういうことでございますので、これは関係の方々御了承もいただきますが、マイナス〇・九引き下げることにいたしましたわけであります。

○安住委員 我が党は、今回のこの恩給に關しては賛成をします。しかし、やはり厳しい時代ですから、理解をいただいて、その部分だけでも引き下げるといふことはやむを得ないかなと。

しかし、先ほども国家補償ということが出ましまして、去年もそういう議論になったんです、ここまではおとしもそうです。私、去年、おとし、四年間のこの議事録を読みますと、基本的には、やはり年金制度改革とあわせてこの恩給の改革をやらなければならない。特に去年は委員会では放しなすね。大臣も若松さんも、抜本改革の道筋をつけたと思ひますと何回も答弁している

んです。でも、道筋、さっぱりついていないです。すね、これは。仕事してないです。大臣、いかがですか、これは。

○片山國務大臣 こういうものの道筋は、総務省だけでなかなかつけられないものですから、いろいろなところの調整があるもので、我々としてはそういう認識は持っておるんですけれども、なかなか抜本的大改革というのは抵抗があるな、こういうふうに通じておりますが、考え方としては、我々がここで答弁させていただいたような考え方を持っておりますので、今後とも努力をしてみます。

○安住委員 アメリカのホワイトハウスに行きますと、デスクがこう三つあつて、大体、長官クラスは決裁をするときに三種類用意するんですよ。今やらないといけない決裁、きょうじゅうの決裁、それだけでもこんなに積んであるんですね、私、見たことあるんですけれども。あした以降、どうでもいいものはこっち側に置いてあるんですよ。この仕分けが一番うまいのはラムズフェルドという今の国防長官だと言われている。

片山大臣の話を聞くと、あした以降、どうでもいい話ばかりなんですね。だけれども、この話は本当はそれじゃだめなんだと私は思ふんですよ。委員長もうなずいていますけれども、そうですね。私はそう思ふんですよ。

そこで、余計な話ですけれども、ここは総務委員会ですけれども、今アメリカはもうイラクと戦争をしようと思つてゐるわけですから、我が国が太平洋戦争のときに、この恩給のことを含めて、ことしも一兆でしょう。やはり、大臣、戦争というものはお金がかかりますよ、これは。後のことから何かから考えたら、私は、そう簡単に戦争をするなどということは私が為政者であつたら言えないです。五十年も六十年もこうやってずっと引きずつて、心の傷もあるんですよ。それからいふと、簡単にアメリカを支持するなどということとはとても言えないと思ふんですよ、いかがですか。

○片山國務大臣 それは外務大臣が答えるべきことであるかもしれませんが、今大変な中で努力をしています。アメリカやイギリスやいろいろな国が。ただし、やはり悪いのはイラクなんですね。そこだけは間違わないようにね。イラクが態度を変える、イラクが全面協力する、そういうことが一番のポイントだと私は思ひますけれども、まあ今盛んな努力を外交努力を中心にやっておりますので、ひとつ、そのぐらいの答弁をさせていただきます。

○安住委員 私も玄葉委員も外務委員会の筆頭理事が長かつたんですけれども、大臣は國務大臣としてアメリカの単独攻撃に賛成ですか。特に、安保理決議がないままに単独の攻撃をするということに關しては賛成ですか。いかがですか。

○片山國務大臣 それは、本会議でも予算委員会等でも総理を初め閣僚大臣が答弁しておりますように、新しい決議があることが望ましいことは当然でございます。そのための努力ですね、今、安保理を中心に。ぜひ……（安住委員「賛成反対か」と呼ぶ）それを、この努力の結果を待ちたい、こういうふうに通じております。

○安住委員 まあ、総務大臣ですから許してあげます。終わります。

○遠藤委員長 次に、宮路和明君。

○宮路委員 自民党の宮路和明でございます。最初に恩給のことを少しお聞きし、後で硫黄島問題をちよつとお尋ねしたい、こう思つております。

まず恩給改定でありますけれども、私も党で長い間ずっと恩給の問題に携つてきておるわけでありまして、御案内のとおり、恩給の毎年度の改定、総合勘案方式というもので、その時々物価あるいは賃金、とりわけ公務員給与の動向等を配慮して、それを勘案して決定をしておるわけでありまして。

そういう意味からしますと、今回の改定、先ほど大臣からもお話があつたように、物価は連続して下がつてきている、そしてまた人事院勧告も、

公務員給与も本俸、本体を切り込むというようなことで、改定にとってはかつてない厳しい状況であるということ、我々も、ひよつとしてひよつとすれば引き下げということになりはしないかな、そういう心配も抱きながら、しかし一方では、これは国家補償という性格のものでありますので、そうあつてはならじということで、ずっと党としても努力をしまつたわけでありまして、去年の予算の段階で決着を見たわけでありまして。片山総務大臣が席を外されましたが、パワフルな総務大臣を擁しておつてよかったな、こういう気持ち強く抱いたわけであります。

今後も、デフレ下で引き続き物価も下がる、あるいは賃金の方も下がっていく、そういう傾向は否定できないわけでありまして、したがつて、今回の据え置きというのは、言つてみれば画期的なことであつたかと、私は地元に戻つてもそういうことを皆さんに説明を申し上げておるわけでありまして。

そこで、若松副大臣にお尋ねしますが、今回の恩給改定を振り返つていただいた際の感想、そして、来年度以降の改定も今回と同様の方針で断固臨んでいくんだという決意のほどをひとつ聞かせていただければと、こう思つております。

○若松副大臣 済みません、片山大臣は参議院に行かなければいけないので、副大臣の私が答弁させていただきます。

やはり、何といつてもこの恩給の受給者の方々、大変高齢者でおられるということで、かつ、物価はデフレ、こういう状況にどう対処するべきか、いろいろと検討させていただきましました。

しかし、日本の国というのは、これは私個人の考え方もしませんが、やはりお年寄りを大切にすること文化、これを非常に大事にしている国ではないかと思つております。そういった諸般の事情も踏まえ、また、特にこの恩給につきましましては、大臣も申し上げましたように、国家補償的な性格を有するという特殊性、こういったことに

かんがみまして平成十五年度はデフレにもかかわらず据え置きとさせていただいた、こういう状況でございます。

では、今後どうなるのかというお尋ねでございますが、これも今のところ何とも言えない状況であります。いわゆる公務員の給与の改定、または物価がどうなるか、そういった総合的な状況を勘案しながら結論しなければいけないわけですが、いづれにしても、先ほど申し上げましたように、やはり国家補償的な性格が非常に強い、かつ、大変我が国にいろいろな形で貢献していただいた方々でもありますし、私どもは、そういった趣旨をしっかりとらえて最大の努力をしていきたい、そのように考えております。

○宮路委員 若松副大臣から大変力強いお話をいただきました。ぜひことし、ことしというか、去年の暮れ以上の恩給に対する思い入れを込めてひとつ頑張つて受給者の皆さんの期待にこたえていただくよう、強くお願いしておきたいと思ひます。次に、硫黄島問題をちよつとお聞きいたしたいと思ひます。

きのう、実は私、硫黄島へ行つてまいりました。であります、現地でいろいろなことを思ったわけでありまして、その中から主なことについて鴨下副大臣の方にお尋ねをさせていただきたい、こう思つております。

まず第一は、御遺骨の収集の件なであります。硫黄島、ずっと島をめぐつてまいりまして、いろいろと戦いの跡、苛烈な戦いの跡を見てまいりました。戦いがありましたけれども、二万余の戦死者が出ているわけでありまして、今なお遺骨の収集が八千二百弱であるということで、今日までにやつと四割に達したということなんです。あと、残された六割、これを何とかして、一日も早く、そしてまた一柱でも多くこちらへ持ち帰る、収集してこちらの方へ持ち帰つてくるということは大変急を要する大きな課題だということに思ひます。場所が場所だけに、高い地熱の中での、ざんごう内での収集であるとか、あるいはネムの密林が

覆っているそういう中での収集であるとか、あるいは現にもう自衛隊の基地用地に供されているその地下の方での収集であるとか、そういった非常に厳しい条件下で収集をしていかなければならない、そういう運命にあるわけでありまして、これはなかなか容易じゃない。それだけに、相当計画的に、また積極的に、防衛庁等との連携もしっかりと保ちながらやつていかないとこれはなかなか進まないというふうに思ひます。

副大臣として、これにどういふぐあいに取り組んで、英霊の、そしてまた御遺族の皆さんの期待にこたえていくか、まず第一点、そのことをお尋ねしたいと思ひます。

○鴨下副大臣 宮路委員、昨日お帰りになったということ、硫黄島に行かれまして、さまざまな深い思いの中での御質問だろうというふうに思つております。また、委員におかれましては、常日ごろから硫黄島を含みます海外戦没者の慰霊事業につきまして深い御理解をいただいていることにつきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思ひます。

また、昨日いらしたのは、日米の硫黄島戦没者合同慰霊の顕彰式に御参加なされた、こういうようなことを伺つておりますが、その中でも大変いろいろと深い思いをお持ちになったことと拝察しているところであります。

今、硫黄島におきまして、戦没者数は委員おっしゃっているように約二万余の方であります。現在まで遺骨収集が四十六回実施されておまして、八千三百八十三柱の遺骨が我が国の方に、我が国の方にあります。送還をされているわけでありまして、戦後長い年月を経過して、関係御遺族の皆さんから、とにかく早期に概了してくれ、こういうような強い御要望があるわけでありまして、平成十一年度から平成十四年度にかけましては、防衛庁を初め関係団体等の協力をいただきまして、事業の規模を拡大して、特に、多分先生ごらんになったんだらうと思ひますが、埋没地下ごう等の開口調査及び遺骨収集の

推進を図つてきているところでありまして、さらに、十五年度以降の遺骨収集の実施につきまして、御遺族等の関係者の意見を踏まえまして、さらに積極的に、今後、一柱でも多くの御遺骨が収集できるように努めてまいりたい、このように考えております。

○宮路委員 大変な前向きな答弁をしていただいて、大変ありがたいことだと思ひます。ぜひ鴨下副大臣のリーダーシップのもとで御遺骨の収集が一層進んでいきますようにお願いしたいと思つております。

次に、慰霊碑の問題なのであります。安住委員のおじいさんも戦没者だというお話を聞きました。二万余の戦没者の中で二千人余りが私の地元鹿児島出身者、私の地元の関係者である、こういうことでありますだけに、私の硫黄島に対する思いもまた深いわけでありまして、そこで慰霊碑も、ぜひ英霊が誇りを持ってあの地で眠れるというふうなものであつてほしい、こう思ひます。

昭和四十六年に厚生省がつくつた慰霊碑を見てまいりましたけれども、まことにみすばらしい慰霊碑でありまして、別なところに東京都がつくつた鎮魂の丘というのがあるのですけれども、これに比べると十分の一ぐらい、甘く見ても十分の一ぐらい、そういう状況であります。花壇もなければ、あるいは石畳ではなくて、東京都なんか立派な石畳を敷いているのですが、砂利であります。砂利。そして、スペースの狭さ。遺族の方々あるいはその他の皆さんが慰霊に伺つても、本当にこれでは寂しい思いがする。まさに絶海の孤島で、寒風吹きすさぶ中で、寒風を受けながら、英霊が本当に泣いているというふうな、そんな感じを抱かせるような慰霊碑であるわけでありまして、そして、その慰霊碑の周りには納骨堂や灯籠あるいは手水鉢等々にしましても、これは硫黄島協会の皆さんがみずからの身銭を切つて、あるいは寄附を集めて、御寄附をいただいて、その人たちがつくつておるといふことでありまして、本当

に、政府の思いやりと申しますか、それが欠けているなというのを私は大変残念に思つて帰つてきたわけでありまして。

今度、平成十五年度予算三千八百萬を計上して、二年度にわたつて、十五、十六ということ、これを修築する、こういうことであるようでありまして、いづれにしても、これはしっかりとした、ちゃんとしたものをつくつてさしあげて、そして誇りを持って眠つていただく、そういうようなものにしなければいけないと思ひますし、また遺族の方々もあそこ何つて安心していただく、そういう施設にぜひしていただきたいものだというふうに思ひます。

したがつて、十五、十六とかけつてという予定であります。ぜひこれは、副大臣も既に硫黄島には行つていただいたというお話も承つているところでありまして、事務的な対応ではなくて、やはり政治的な思い入れも込めて、ぜひ立派な慰霊碑を修築していただきたいということをお願いいたします。

それから、これもあわせてまた後でその決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひますが、沖縄と違つて、こは恩給の加算も激戦地加算が適用されていない、そういうことになっております。それだけに、こうした御遺骨の収集にしても、あるいは慰霊碑の修築にしても、一層手厚い対応をしてさしあげなければいかぬ、こう思ひます。

慰霊参拝にいたしましても、沖縄は多くの方々がよくお見えになるわけでありまして、この硫黄島は交通手段、輸送手段のこともこれあり、めつたになかなか慰霊に出かけてきてくださる方がいない、こういう状況でありますので、硫黄島の歴史もそのうち寒風に吹きさらされて風化していくんじゃないか、そういうことを心配いたすわけでありまして、そのために、もつとも慰霊に国民が足を運ぶことができるように、そして、しっかりと後世にわたつて硫黄島の歴史が語り継がれていくような、そういうことにぜひ取り組ん

でいただきたいというふうに思います。

この二点につきまして、副大臣の御決意をひとつお聞かせいただきたいと思います。

当初、この答弁は事務局というような声もありましたが、やはり私は、この際、お忙しい中とはいえ、鴨下副大臣、かねてから高潔な志と義に厚いことで有名な鴨下副大臣を英霊が呼びびしているんじゃないかなという思いできょうは来ていただいたわけでありまして、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

○鴨下副大臣 宮路委員から大変重いお言葉をいただいたわけでありまして、硫黄島の戦没者の碑の補修につきましては、昭和四十六年の竣工以来、確かに長い年月がたっておりますが、私も数年前に硫黄島に伺いまして、宮路委員と同じ感慨を持って戻った次第でございます。

そういうこともございまして、先生方の大きなお力とそれから御遺族の皆様からの強い御要望もありまして、平成十五年度そして十六年度の二カ年計画で大規模な補修を行おう、こういうようなこととでございます。また、その具体的な補修の内容につきましましては、御遺族の皆様からの意見を十分に聞きながら、できるだけよい補修をしてまいりたい、このように考えております。

また、もう一点であります硫黄島の島に渡る手段というのが非常に、地理的にも、それから用途的特殊性、こういうようなことから、それこそ自衛隊機等に限られている、こういうようなこととでございますので、御遺族そして戦友の皆様方からいろいろな要望をいただいております。宮路委員おっしゃるように、厚生労働省だけではできないことでありますけれども、防衛庁それから関係各省とそれぞれ連絡をとりまして、私も、皆さんの御希望がかなうように積極的に努力をしたい、かように思っております。

○宮路委員 力強い御答弁をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。私の質問を終えさせていただきます。

ありがとうございます。

○遠藤委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後三時五十二分休憩

午後五時一分開議

○遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。

大分時間があきまして、各委員さん、お疲れのところでありまして、私も、通告に従って順次質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、恩給でありますけれども、その対象者の大部分が、戦争という特殊な勤務に旧軍人として服した方々や、またその遺族でありまして、まさに国家補償としての性格を有するものであります。大臣、御答弁のとおりであります。そしてまた、この受給者の平均年齢は八十二歳を超えておると聞いております。国は、そのとおり、厳しい財政事情ということでありますけれども、命を賭して国に尽くし、今や高齢になられた方々に對し、十二分に恩給として配慮しなければならぬと私も思っております。

そこで、この平成十五年度の恩給の年額につきまして、公務員給与及び物価が下がる中ではありますけれども、予算案では基本的に据え置きとされております。しかしながら、普通扶助料に係る寡婦加算については〇・九引き下げる、そういう改正案が提示されたところであります。

そこで、この戦後補償あるいはまた国家補償といった問題意識を踏まえまして、この恩給制度の基本的性格づけについて、ますます高齢化する方々の立場を配慮しつつ、そしてまた今後の我が国の恩給制度のあり方はどうあるべきか、また基本的にとり取り組む所存か、大臣の見解を改めて求めておきたいと思っております。

○片山国務大臣 恩給制度につきましては、今、黄川田委員お話しのように、我々は、国家補償的

性格が大変濃いものだ、それから公務員制度の環境としての意義を持つものだ、こういうふうに考えておられて、もちろん公的年金等との関係もございまして、平均年齢が八十二歳という高齢の方々の物心両面のよりどころ、心の支えになつていくということを考えますと、ぜひ、そういう方々の意向、要請を十分体しながら、今後ともこの制度を維持してまいりたい、こういうふうにも思っております。

○黄川田委員 さて、具体的な恩給事務について、これから一つ一つ聞いておきたいと思っております。

平成九年二月に、申請負担軽減対策の一環として、申請書等の記載事項の簡素化を図るとともに、恩給事務に住基ネットを導入することになりました。御案内のとおり、その後、平成十一年、この住基法改正の折、恩給法に定める事務の取り扱いも可能になりまして、住基ネットによる本人確認情報の提供を受け、そして恩給支給事務に利用することとなっております。

具体的には、恩給受給者に対する受給権の調査において、住民票の記載事項の市区町村長の証明にかえまして、指定情報処理機関から本人確認情報を年四回、支給期ごとに受け、確認を行うこととしておるところであります。

そして、この指定情報処理機関が、とりまなおさず、総務省の外郭団体、財団法人地方自治情報センターであります。同センターの職員は約百名、そのうち常勤の役員は四名で、理事長、理事二名、監事から成りまして、特に理事長は、つい先日まで当委員会が答弁に当たっていた方でありまして、そして、他の三名はいずれも総務省の元審議官クラスであります。また、職員のうち、主要な部長クラスの三名は総務省OBで占められている。まさに、総務省の天下りの指定席ではないかと言われるところであります。

そこで、大臣にお尋ねしたいと思っております。特殊法人改革が叫ばれながら、実態はその進行が遅く、国民の批判を浴びている中、行政委託型公益法人のあり方も一年前に閣議決定されておつ

たはずであります。かつ、大臣は、総務大臣として、率先して指導性を発揮する立場にあることでもありまして、同センターへの天下りをどう認識してきたのか、そしてまた、この役員は出身省庁の三分の一以内のルールをどう認識しているか、大臣の見解、直接求めておきたいと思っております。

○若松副大臣 今、この地方自治情報センターのお尋ねでございますが、これは、とりまなおさず、自治体の皆様のいわゆるサポートによって運営されているという性質のものでございます。

そこで、役員のお尋ねでございますが、公益法人の設立許可及び指導監督基準、これが平成八年九月二十日に閣議決定されておりますが、ここまでは、所管する官庁の出身者が占める割合は、理事現在数の三分の一以下、これが基準になっておるわけでありまして、先ほど委員も御指摘のとおり、同センターの役員が、現在、理事九名、監事四名の計十三名中、いわゆる総務省、所管官庁出身者が四名ということで、基本的にこれは三分の一以下になっているということで、私どもとしては、この指導監督基準に従って適正な運用がなされている、このように理解しているところでございます。

○黄川田委員 非常勤を含めまして、その部分での四名ということになるわけですか。

では、あわせて、関連して質問していきたいと思っております。

同センターの平成十五年度予算書によりまして、役員費として約一億二千万円が計上されております。総務省によりまして、これはほぼ常勤役員四名の人員費であるとのことでありまして。単純に割れば、一人当たり平均二千五百万円の年収となるものであります。現下の厳しい経済情勢で、国民は多くの犠牲を払っております。そしてまた、高額退職金をもらった上に、第二の職場で長年にわたり二千五百万円の年収が保障されている実態、大臣はこれをどう認識しておりますか。そしてまた、改善する考えはないのであります。か。どうでしょうか。

○若松副大臣 今委員が、いわゆるホームページ等で公開されている役員等給与、役員報酬の金額でございますが、一億二百万円というのは、実は給与だけではなくて、さまざまな手当等も含まれております。実際の常勤役員の平均報酬年額は約一千八百三十万円ということで、二千五百万ではないということをごまぜ御認識いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほどの平成八年の指導監督基準、これによりまして、地方自治情報センターも漏れなく役員報酬のホームページ上の公開がなされておまして、この指導監督基準というものは、いわゆる民間の給与水準と比較して不当に高額にはなり過ぎないというところでありますが、私どもとしては、それなりの適当な金額ではないか、そういうふうな理解しております。

○黄川田委員 一億二百万円の中には、非常勤の日額報酬であるとか、先ほど若松副大臣、非常勤のお話をされましたけれども、多分、退職引当金等も入っているというふうな形と思っております。

しかしながら、それらはだれに行くかといえますと、これはすべて役員の方に行くお金であります。報酬一千八百万円台という話でありますけれども、いずれ、それらはすべて最終的には役員の方々に支出されるものだということだけははっきりとおきたいと思っております。まさに天下り法人というべきものであって、都合のいいように法人の仕事をつくる、あるいはまたそういう形で進めているというふうな形ではないかと思っております。

現在は、営利企業への天下りだけが制限されているから、このように公益法人に大量の役人が天下りになるのではないかと思っております。

そしてまた、これまで私もたびたび聞きましたけれども、天下りに対する政府の答弁を聞いておりますと、特殊法人あるいはまた公益法人への天下りについては、退職金の見直しなどの手当てを

講じているからいいのだというふうなこともお聞きいたしました。なぜ営利企業と同じ枠組みで規制してはいけないのか、そして、なぜそうしないのか、そしてまた、その理由は明らかでないと思っております。

我々自由党、そして民主党あるいはまた社会民主党が共同で提出しております、特殊法人、公益法人への再就職も規制対象とする天下り禁止、その関連四法案を早く成立させる必要があるのではないかとこのことを強く述べておきたいと思っております。

それから、時間もありませんので、次に恩給支給でありますけれども、これは年四回行われます。それに伴う百三十四万人の支給事務のために、本人確認上、住基ネットを最低年四回は利用することになります。一人一回当たりの利用単価は十円のことです。それだけでも、単純に計算すると最低年五千三百六十万円の利用料になると思っています。

そしてまた一方、政府の平成十五年度予算書によりますと、住基ネット利用経費、すなわち同センターへの手数料ですか、それとして六千三百二十二万五千円が計上されておるところであります。五千三百六十万、六千三百二十二万、その差額はともかくといたしまして、この十円の単価設定、これに疑問があるわけでありまして、

そこで、先ほどの役員人件費等も含めまして、同センターの運営をまず優先して考えまして、逆算してこの単価設定がなされておるのではないかと私疑問に思っておるわけでありましてけれども、参考に、設定単価の内訳を総務省の方から聞いておきたいと思っております。

○島中政府参考人 お答えをいたします。

十円の設定単価の内訳あるいは根拠についての御尋ねでございますが、まず、指定情報処理機関の費用の負担の考え方につきましては、都道府県からの交付金によって賄うことを基本としておりますが、国の機関に対する本人確認情報の提供に要する経費につきましては、先生今御指摘のとおり

り、国の機関等からの情報提供手数料によって賄うこととしております。

つまり、住基法の規定によりまして、都道府県知事は、指定情報処理機関の収入として、情報提供手数料を指定情報処理機関の収入として收受させることができることとされておまして、その額は指定情報処理機関が定め、知事が承認をするということになっております。

さて、十円の設定単価の根拠でございますが、国の機関等に対する本人確認情報の提供に要する年間の運用経費、これを推計いたしまして、これを本人確認情報の年間の見込み提供件数で割るということによつて、情報提供一件当たり十円という数字を算出したわけでございます。つまり、年間運営経費を推計し、提供件数で割るということによつて、一件当たり十円という数字を算出したわけでございます。

○黄川田委員 総務省から、手続、枠組み、さまざま、年間どのぐらいかかる、そこから割り出したというふうな話でありますけれども、行革推進事務局のガイドラインによりますと、公益法人の役員報酬に対する国の補助金等による助成は既に廃止することとされております。しかしながら、他の公益法人においても見受けられることでありますけれども、今回の例のように、単価設定いかんによつては役員報酬も賄うことも可能である、さまざま、幾らかかるといふことを決めればそれで単価も設定できるといふふうな感じを私受け取っておりますので、その点、なかなか納得できないなところもありません。

残り時間が少ないので、引き続き伺いたします。

同センターの総予算でありますけれども、平成十一年度は二十七・一億円、十二年度、五十四・九億円、十三年度、百四十九・三億円、十四年度が二百二十四・一億円、そして平成十五年度は二百十・九億円と、住基ネットを核にした行政手続のオンライン化等のため増大しているわけであり

ます。

御承知のとおり、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画であります。これが一年前に閣議決定されている。それによりますと、補助金等の五割以上を第三者に分配、交付するものを第三者分配型補助金等と称し、そしてまた別に、補助金等が年間収入の三分の二以上を占める公益法人を補助金依存型公益法人と称しておるわけでありまして、いずれの場合も、類型により異なりますけれども、さまざま厳しい改善を図ることが求められておるわけでありまして、

そしてまた、同センターの平成十五年度予算書を見ますと、一般会計の収入のうち、補助金等は五十七・二億円にも及びますし、そしてまた、一般会計の事業支出のうち、外部委託費が四十・一億円、詳細はわからないのでありますけれども、補助金支出が二十四億円でありまして、合計六十四・一億円にも達するわけでありまして、

同センターの性格上、国の補助金、委託等はわずかであります。先ほど来言われましたけれども、大部分は地方公共団体からのものでありますけれども、行革推進事務局は、地方分であることも国支出分に準拠して検討すべきとしております。

そこで質問であります。

同センターの事業実施形態でありますけれども、地方公共団体からの委託を国に準拠するものとみなしますと、五割ルールや、あるいは三分の二ルールはどこまで遵守されているのでしょうか。そしてまた、事業が大きくなるとして規模が大きくなると、この際、同センターの組織体制あるいは業務の実施方法を大幅に改善する必要があると思っておりますけれども、総務省の見解はいかがでしょうか。

○若松副大臣 今委員御指摘のように、平成十三年七月に内閣官房から出されました行政委託型公益法人改革の具体化の方針案。そこで今おっしゃった五割基準または三分の二という指摘がございますが、それにつきましては見直しの対象とされている。

それでは同センターがどうなのかという御指摘

であります。地方自治情報センターにつきましては、国からの補助金が二億円ということで、当然この基準は満たしておりまして、この観点からの見直しの対象とはされていないということでございます。

さらに、御指摘の、補助金の五十七・二億円、これにつきましては、市町村振興協会、ここから交付されている助成金でありまして、地方公共団体からの委託または補助金に該当しないと私どもは認識しておりますが、いずれにしても、今公益法人改革の流れが加速しておりますので、恐らく来月中には大綱なりができるのではないかと、そういった議論も含めながら、やはりこれからしっかりと対応しなければいけないと思っております。

いずれにしても、同センターは、電子自治体の流れが非常に加速する中で大変ニーズが強くなっているのも事実でございます。そういうことから、私どもとしては、先ほどの公益法人改革の流れもしっかりと見ながら、絶えず組織や業務のあり方、改善、また情報公開の充実等に努めてまいりたいと考えております。

○黄川田委員 行政改革推進事務局の厳しいルール、例えば五割ルールで第三者への再委託、これを禁じておりますし、そのためにどうするかという、外部から職員等を派遣してもらいまして、その人があたかも自分のところで業務処理をしているように見えますけれども、その実態は、その人の派遣元の会社で業務が行われる、実質、外部委託と同じことが行われているのではないかと、うふううに思われるところもありますので、さまざま細かい議論をしてみたいと思いますが、副大臣がお話しのとおりでありまして、細部をせんさくする気持ちは私の真意ではありませんし、むしろ、地方分権改革のスピードを加速する上で、自治体のIT化の促進あるいはまた住基ネット利用に伴う個人情報保護の適正な取り扱い等、同センターの役割は本当に重要性を増す、こう思っているわけなのであります。その意味で、同センターの改革を前向きに図ることは喫緊の課題であろうと思っております。

おります。

総務省は、大臣が先ほどもちょっと触れましたけれども、今国会で、地方独立行政法人、この制度を創設するという、あるいはまた、その運営や監督等の基本事項を定める予定をしているということでもありますので、どうか、公益法人の重要性にかんがみ、その抜本的な改革をよろしくお願い申し上げまして、また指摘申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、矢島恒夫君。

○矢島委員 恩給法の改正案が出されているわけですが、これを見ますと、普通扶助料に係る寡婦加算に限って〇・九％引き下げ、こういうものになっているわけです。年額にして七億三千万円程度減額となるわけです。現在の厳しい経済情勢のもとで、七十一万三千人の方々に影響を及ぼすわけです。

そこで、大臣にお聞きします。これらの恩給減額の痛手を受ける方々の暮らし、これをどのようにお考えか。

○片山国務大臣 言われますように、この寡婦加算というのは、昭和五十一年に公的年金と横並びで導入されて、今回、横並びだからということで、関係の方々の御了解を得て、我々もマイナス〇・九％の引き下げを行ったところでございます。

その引き下げ額は、六十歳以上の妻及び扶養遺族である子を一人有する妻については、年額千四百円下がる、月額で百七十七円。また、扶養遺族である子を二人以上有する妻については、年額が二千四百円でございます。月額は二百円。金額が一番少ない実在職年六未満の普通扶助料の最低保障額の受給額が五十五万四千二百円。こういうことから見ますと、これが生活の安定に大変な支障になるとはまあ考えられないのではなからうかと思っております。

○矢島委員 七十一万三千人の方々に千四百円から二千四百円の減額、決して少額ではないんです。

血も涙もない処置じゃないかということを私は考えるわけですが、そのことを指摘しまして、次の質問に移りたいと思います。

第二次世界大戦の中で、日本とアジアの人々、大変犠牲になりました。あの戦争で指導的な立場に立っていたいわゆる戦犯、こういう人々たちにも高額な恩給が支給されております。

そこで、この恩給制度の問題に関連いたしました、私、これからシベリア抑留者の労働賃金未払い問題についてお尋ねしたいわけです。

敗戦直後、当時のソ連政府によって約六十万人の日本兵が、今の中国東北部あるいは北朝鮮、樺太、そういうところからシベリアに強制連行された。非常に極寒の中、長期に強制労働をさせられたわけです。このため、栄養失調とか寒さ、こういうことで約六万人の兵士が次々と命を奪われた。ついに祖国に再び帰ることができませんでした。

こういう悲劇を繰り返さないということで、日本国憲法が、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにしよう、こう決意したわけでありまして、シベリア抑留者の方々への未払い労働賃金に対する補償問題、これを公正に解決するということは、二十一世紀、平和国家として日本が生きていく上で欠かすことのできない課題だと私は思うわけです。

これらの方々は、もう大変高齢になつていらつしゃいます。この問題の公正な解決を見ることななく眠りにつくことはできない、こう悲痛な訴えをしていらつしゃいます。昨年十一月二十一日に、非常に寒い日でした、寒風の中、この高齢者の元兵士の方々が国会前で、未払い賃金の解決を願つて座り込みをいたしました。こういうシベリア抑留者の方々の切実な訴え、これをどうお考えか。紋切り型でなく、政治家としての大臣のお考えをお聞かせください。

○片山国務大臣 今、矢島委員が言われましたように、私は、心情としては矢島委員と同じ考えです。戦争が終わったにもかかわらず連れてい

かれて、極寒の地で強制労働でしょう。しかも、何万人の方が亡くなられておる、しかも、その労働の対価を支給されていないというような状況は本当に大変同情すべきものがある、私もこういうふうにお考えしております。

ただ、この問題に對しましては、もう十分御承知だとは思いますが、二年以上の審議、検討の結果、これも御承知のように、昭和五十九年の戦後処理問題懇談会報告というのが出ておりまして、それに従って政府はやる、こういうことになっております。それに基づく法律が昭和六十三年に、平和祈念事業特別基金ということでございまして、そこで関係の方々に対する慰藉の念を示す事業を、これは十分御承知のとおりだと思っておりますけれども、そういう行政上の対応になっているわけでございます。

○矢島委員 平和祈念事業特別基金、こういうものを使つての例えは十萬円の国債交付や銀棒だとか、あるいは書状、いろいろございました。これはいわゆる強制労働の賃金補償問題の解決とは関係ないんだ、今、不払い賃金についてはどうするのか、どう対応しているのかが重要だろうと私は思うんです。

これは、ことしの一月二十八日に、小泉首相からの答弁書がこれらの問題について出ているわけですが、「いわゆるシベリア抑留は、人道上的問題であるのみならず、当時の国際法に照らしても問題のある行為であったと認識しており、日本国軍隊は完全二武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ」とするポツダム宣言第九項に違反したものであった」と思うという小泉首相の答弁が出ております。

大臣、非常に人道的な問題だと私は思うんです。そのお考えについてはいかがですか。

○若松副大臣 念のために、やはり先ほどの五十九年の懇談会の報告のポイント、これをぜひ確認させていたいただきたいんですが、捕虜の人道的な取り扱い、関係者が国に補償を求める心情は理解に

かたくない、また、過酷な抑留も戦争損害の一種に属すると言わざるを得ない、また、何らかの政策的措置、これはもはやこれ以上国において措置すべきものはない、このような結論になりまして、総務省といたしましては、この懇談会の検討の結果、基金法制定時の御審議の経緯に立って、補償ではなくて慰藉の事業を行うという立場で平和祈念事業を実施しているところでございます。

私も、「人間の条件」とかを見て、やはり大変心痛むものがございます。いすれにしても、こういった流れの中で、総務省としては本事業をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

○矢島委員 そこで、大変な人道的問題であり、国際法に照らしても問題があるという認識があるわけですが、そういう大きな犠牲に対する補償措置というものが必要だと思ふんです。

シベリアでの強制労働に対する未払い賃金の問題については、主要な責任は当時のソ連政府にあるという、これはもうそのとおりであります。四年のジュネーブ条約によりますと、こんなふうになっていきますね。本来、ソ連側に、未払い賃金を明示した労働証明書を日本兵に持って帰らせる責任があったんだ。また、同条約によれば、その未払い賃金を日本政府が払う義務があるのに、労働証明書がなかったためにそれが行われていないと。

全国抑留者補償協議会の方々がロシア政府に働きかけまして、九一年以降になりますけれども、政府命令によって労働証明書の発行が開始されました。そして、三万四千人分以上の労働証明書が日本に送られてまいりました。この上に立って、政府として、この未払い賃金を日本政府が支払うという措置を検討すべきだと私は思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 委員が言われるようなことは、国会でも何度でも取り上げられましたし、先ほど言いました懇談会でもいろいろな議論をされた。それから、訴訟がありましたね、平成九年の。そこで、最高裁判決においても今言われたようなこと

が争点になったんですけれども、国に補償の義務はないというのが最高裁の判断であつたわけでございます。総務省として、そういうことであれば今までの方針に従わざるを得ない、こういうふうに考えております。

○矢島委員 最高裁の問題が出ました。九七年の三月の最高裁判決だろつと思ひます。

これによりますと、旧日本兵の賃金支払いについて、原告の人たちが、南方から復員した兵士の方々に未払い賃金が支払われた、シベリアからの帰還兵には認められないというのは不公平感、こういうものを持って当然だと。この支払いについて、新たな立法措置を行えば可能になるという見解も同時に最高裁の方は示しております。つまり、新しい何かの法律的な処置をすればできるといふことです。

そこで、大臣にお聞きしたいんですが、南方から復員した方々に対して、労働証明書をもち帰つた場合にはきちんと賃金が支払われていた。ところが、シベリアから復員した兵士に対しては支払われていない。同じ扱いにすべきが当然じゃないかと私は思うんですが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○片山国務大臣 私も詳しいことはそれほど把握はしていませんが、イギリス関係の抑留者の方々には支払つたと聞いております。そんなに数多くないんですけれども。そういうことで、そういう観点だけから見れば、同じじゃないかな、平等ではないではないか、こういう議論が私はあるんじゃないかと思ひます。

しかしそれは、今まで答弁させていただいたような事情の中で、日本政府が補償するという、今直ちにですよ、そういうことはなかなか、私どもの方からそうだとすることは申し上げられないわけでございます。国権の最高機関である国会において大いに議論していただいて、立法政策として場合によっては、これは私は、そういう議論があつてもおかしくないと考えております。

○矢島委員 私、極めて不公平な、南方からの帰

還の方々、もちろん個人計算カードを持つていらつしやる方々には支払われたわけですが、それでも、その方々と、それからソ連に抑留された方々との不公平さというのを感じます。

外務省の答弁などもこの問題ではありますので、時間の関係で深くは突込みませんけれども、総務大臣に聞きますが、結局、これまでの経過を調べてみますと、シベリアに抑留された方々の労働賃金については未払いとなつていくというの、これは事実である。どこで払うとか何かというの、これはまだいろいろ問題があるとしても、未払いというのは事実だ。これはだれも否定できないんだろつと思ふんです。それから、だれが補償すべきかといふことの問題の前に、未払いとなつていく事実が存在して、その支払いのための労働証明書も発行されるようになった、これもまた事実なんです。

こういう事実については、大臣、お認めいただけるわけですね。

○衛藤政府参考人 委員御指摘の点につきまして、先ほど来から話に出ています平成九年の最高裁でかなり詰まつた議論がなされていまして、簡単に御紹介いたしますと、シベリア抑留者に労働賃金を支払うためには、総合的な政策判断の上に立つた、まず立法措置がその前提となる。しかし、その補償問題に関しては、一連の戦後補償立法を政府においてもやっておる。特に、抑留に係る給付に一定の立法措置なども講じられた。また、先ほど来、平和祈念の基金法でございしますが、基金法において慰藉の措置もなされておる。こういった状況を考えると、かかる立法措置がなされていないことが立法府の裁量の範囲を逸脱したものとは言えないということで、最高裁としては、その措置がなされていないことをとがめ立てはしていないという状況でございます。

したがしまして、政府といたしましては、基本的に申し上げたいことは現在動いている流れが、補償という流れではなくて慰藉である、その慰藉の流れの中で動いていることでございますので、

総務省といたしましては、この慰藉の事業を徹底していきたい。

以上でございます。

○矢島委員 長々と、私がお聞きしたのは、前の私の聞いたことを今になって答弁してもらつて時間を食つてもらつても困るんですが、私は大臣に、未払いがあるということ、それから労働証明書というのが発行された、この事実については御認識いただけるんでしょうねと、このことだけ聞いたんです。

○片山国務大臣 今委員が言われた、未払いである。私もそうだと思います。それから、補償する相手はソ連政府なんですね、これは。それから、労働証明書の話も、委員の言われるとおりだと思います。

○矢島委員 以上のような状況の中で、やはり立法措置といふのが一つ、大臣も言われたように、今後考えていかなきゃならない、論議していくべき問題だろつといふことは、先ほど、九七年三月の最高裁の判決の内容をいろいろと総務省の方、述べられました。それは、そういう部分もあるんです。しかし、やはり不公平、不平等感といふものをシベリアからの帰還の人たちは持つていくといふことについては裁判も認めていますし、そのことを解消するためには立法措置を行うことだ、こういうことをこの最高裁の判決は示しているんだろつと思ふんです。

そこで、やはり私は、このシベリア抑留者の強制労働に対する賃金未払い問題については、補償をきちんとやっていくための立法措置、ここに踏み切るべきだと思ふんです。もちろん、先ほど大臣からのお話もありました、いろいろ論議してということがあります。政府として、ひとつこの問題に真剣に取り組んで立法措置を考えてもらう、こういうことが私は今非常に緊急に求められておると思ふんです。

シベリアに抑留された方々は、この問題の公平な解決、これを見ることなくして眠りにつくことはできない、こういう悲痛な訴えをしていらつ

しやる。ですから、これらの方々がまだ丈夫なうちに検討に着手していただく、このことを私は強く求めるんですが、その辺についてのお考えも一度お願いいたします。

○片山国務大臣 政府としては、何度もお答えしておりますように、懇談会の報告を尊重する、その指示に従うということで現在の法律をつくって、慰藉でいこう、それをもってこの戦後処理問題は決着した、こういうのが政府の基本的な今までのスタンスなんです。

そういうことでございますので、最高裁が言うように、あるいは今矢島委員が言われるように、高度の立法政策の問題だと私も思いますので、国会の中で大いに議論していただくのは私は結構ではなからうかと思っております。

○矢島委員 ぜひ、議論もいたしますけれども、政府自身も考え方を基本的にそういう方向へかじ取りを変えろということをお願いして、質問を終わります。

○遠藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 それでは質問に入りますが、まず、昨年も私同質問をしたんですが、つまり、なぜ総務大臣ではなくて人事・恩給局長が裁定庁となっているのかという点について、大臣は次のように答弁をされました。立法政策の問題だと思ふ、今後は検討の余地はあると思う、あるいは「十分経緯を調べ、状況を見まして、バランスも考えながら、今言いましたように、検討の余地がある」と私も認識いたしております。これが片山大臣の答弁でありました。

しかし、提案されております改正案の中にはその部分というのはございませぬ。あれから一年、行政府ではこの大臣答弁を踏まえてどういう検討をしてきたのか、まずその点をお伺いいたします。○片山国務大臣 確かに私は、一年前になるんでしょうか、その恩給法の審議のときの重野委員からの御指摘に、今言われたような答弁をしたことを記憶しております。

早速経緯を調べまして、経緯を調べますと、局

長というのは恩給だけなんです。あとは大臣ないしは外局の長官なんです、社会保険庁の長官とか。それから、国家公務員の場合には連合会なんです。そういうことでございまして、ここだけが局長になっている。

これは、かつて答弁しましたように、経緯からこうなっているわけですが、そこで、これをどうするかという議論をいたしましたけれども、今の時点で、これから恩給制度に新たに参入する者はないんですね、委員御承知のように。だんだん減っていくと言ったら言葉がちよつとあれでございすけれども、だんだん少なくなる。それから、受給者の方が極めて高齢化しておつて、局長が裁定権者だ、こういうことについてもなれておりますし、ここで局長を大臣にして一種の混乱を与えるのいがかがな。

だから、このままでいった方が適當ではないかというのが我々の検討の結果でございまして、まことに、あのとき検討の余地があると確かに申し上げましたが、検討の結果、余地はあつたんですけれども、現状の方がベターではなからうか、こういう結論になつたわけでありまして、ぜひ御理解を賜りたいと思ひます。(発言する者あり)

○重野委員 昨年も言つたんですけれども、自治体においては、本属庁たる都道府県知事が裁定庁となつてゐるではないかと。地方においてそういうふうな形になつてゐる。中央政府では、今大臣が答弁されたような形で、この一年間ずっとまた引き続きつてきたわけですよ。私は、食言とは言ひませんが、そうであればそうであるらしく、一年間という時間がありましたので、懇切丁寧な説明をやつてしかるべきであつた、このように思ひます。

それで、いわゆる地方自治体においては、本属庁たる都道府県知事が裁定庁、なぜ政府は、今言ふように、局長が裁定庁なのかという点については、どうもその納得できない部分があるんですよ。そこら辺、もう一度答弁してください。

○片山国務大臣 かつて戦前は知事は官選でござ

いまして、そういうふうな経緯もあつて局長と知事が並び、そういうことに経緯的にはなつたと私は聞いておりますけれどもね。

そこで、今、どういう混乱だというちよつと御指摘もありましたが、今は局長がやつてゐるということについては、私は、ここで大臣にしたら制度そのものが変わったのか、こういう感じを高齢者の方がお持ちになるおそれもあるのではなからうか、こういうことでございまして、いろいろ検討の結果、裁定権者を今の段階で変えるのはどうかというのが我々の判断でございす。

○重野委員 大臣の答弁、大変苦しい答弁に聞こえますね。まだいっぱいあるのではありませんかこの程度にしておきますが、今後ともこの問題はただし

ていきたいと思ひます。

そこで、昨年の質問の中で、軍恩議員協議会の開催に関する軍恩新聞の中に、片山総務大臣の特段の御配慮を云々という記事が出ていました、その特段の配慮とは何かということを昨年、質問いたしました。大臣は、低額恩給あるいは遺族加算については特別な配慮をしてもならないとだめだ、こういうことを強く言ひましてと答弁されました。そうすると、この答弁と今回の改正内容を対置して考えますと、いささか皮肉な言い方になりますけれども、特別な配慮とは、遺族加算の引き上げではなくて寡婦加算の引き下げによる格差の均衡、そういうものを意味するんだというふうに受け取られるんですが、大臣、どうでしょう。

○片山国務大臣 財政当局は、先ほども答弁させていたしましたが、公務員給与も初めて本俸を引き下げる、それからデフレが続いて物価は下がつてゐる、そういうことで、年金は引き下げるんだ、恩給も基本年額を引き下げてほしい、あるいは遺族加算を含めて引き下げを検討しろ、こういう案を持つてきたんです。

そこで、大分これは事務方にもやつていただきましたし、我々もやりまして、最終的には大臣折衝で、基本年額は恩給だけは据え置く、こういうことになつたわけでございます。その際、寡婦加

算については、これは昔から年金並びで来ている、社会保障の性格が強いので、こういうことでございすので、これについても私どもは据え置きを主張いたしました。これはそういうルールだ、こういうことでございまして、関係の団体の方々の御了解を得て、これについてはマイナス〇・九%だけ引き下げる、こういうことにいたしましたわけがあります。

我々が頑張らなければ、基本年額も年金と同じように引き下げてくれ、基本的にはこういうことだつたんですよ。私どもの力が足りずに、寡婦加算についてはルールだということとでそういうことになりましたが、年額の据え置きにつきましては、こういう厳しい状況の中では一定の成果であつたと思つております。

○重野委員 片山大臣がそういうふうな努力したんだという経過は私も認めるわけですね。

しかし、この点は私はやはり指摘しておかなきゃならぬと思うんですが、厚生年金法による寡婦加算の引き下げは、法律で下げるのが決められておる、下げ幅は政令にゆだねる、こうなつておるんです。恩給法の場合は、法律によつて引き下げと下げ幅を決める、こういうことになつてゐるわけですね。この点、同じ横並び論に立つていたしましても、事恩給法においては政府の改正意思といひますか、それがより強く働いてゐる、これは間違いないと思うんですね。そういう点の認識、私の認識は間違いないかということを確認したい。

それからもう一つは、今後、寡婦加算と遺族加算の支給水準、これについてどう考えるかという点です。国民年金、厚生年金において一九七六年に寡婦加算が創設されたのと合わせて恩給法においても寡婦加算が創設された、これは間違いないと思うんですね。その時点の支給水準は両者ともに同額だつたんですね。それが、一九八〇年からは寡婦加算が遺族加算を上回り、そして今日に至つてゐる、こういう歴史的な経過がございす。そういう経過を考えると、両者の支給水準という

のはやはり均衡すべきものではないのか、このように思ふんですが、この点についてはどうかという点ですね。

さらに、総務大臣は特段の配慮ということを強調されたわけですが、そうした配慮とは逆に、今回の改正のように、寡婦加算の引き下げにより両者の差が縮まってきたわけですね、そういう方法をとるのか、それとも逆に、遺族加算の引き上げによる均衡を目指すのか、どちらか、考え方としては。

以上三点、お答えください。

○若松副大臣 まず、公的年金と恩給の法的な考え方のお尋ねでございますが、公的年金につきましては、法律によりまして完全自動物価スライド制になっていくところでございます。そこで改定率が決まるということで、政令で改定率を定めるわけではない。

一方、恩給につきましては、これは完全自動物価スライド規定といったものはないと。従来から、法律に具体的な金額を定めることによつて、年金の改定を行ってきたところでございまして、年金の改定を法律で定めているという点から見ますと、恩給も公的年金も実質的には同様でありまして、恩給につきまして特に政府の意思の出方に差があるということではないということをお理解いただきたいと思ひます。

それと、寡婦加算と遺族加算のお尋ねでございますが、まず、遺族加算というのは、これは大臣のお話ございましたが、昭和五十五年の予算編成過程におきまして、遺族加算を寡婦加算より低く設定して、その差額を公務扶助料の基本額に組み入れる措置がとられたということで、そこから両者の間に差が生じて現在に至つていくということでございます。

そこで、この遺族加算は、寡婦加算を名目では下回つていくわけですが、昭和五十五年改善で差額を基本額に組み入れるという制度をとつていくことから、その後のベースアップを勘案すれば、寡婦加算を上回る改定が行われてきている

と理解しております。

このような経緯から、遺族加算は寡婦加算と実質的に同等以上の水準を維持しているということになっておりますが、一方、戦没者遺族等の処遇の改善にも配慮するという必要性から、逐年、遺族加算の改善を行ってきたところでございます。それから、最後の質問でございますが、いずれにしても、寡婦加算につきましても下げるべきではないというお尋ねでございますが、これは何度も繰り返しますように、恩給制度は、基本的には国家補償の性格を有する制度だということから、公的年金とのバランスにも配慮する必要があるということとで今まで制度維持をしてきたところでございます。

一方、寡婦加算につきましては、遺族給付の水準の向上を図るために、昭和五十一年の法改正におきまして、先ほど申し上げましたように、社会保障の観点から、厚生年金等の公的年金制度との横並びで導入されたものでございまして、寡婦加算の額につきましても、制度導入の経緯等から、従来、公的年金の寡婦加算に連動して改定してまいりました。

なお、寡婦加算につきましては、複数の年金を受けている場合には恩給を最優先とする、一つの年金のみに寡婦加算を加えるといういわゆる公的年金との制度間調整の仕組みもあることから、公的年金との均衡を考慮して引き下げたということとでございます。

平成十五年度におきましては、公的年金の寡婦加算については、平成十四年の対前年物価変動率によりまして減額改定を行ったわけでございますが、恩給の寡婦加算につきましても、予算編成時における対前年物価変動見込み値でありますマイナス〇・九%の率の改定を行ったところでございます。

○重野委員 次に、ちよつと視点の違った質問をしたいんですが、法務省にお伺ひいたしますが、現行法令数について調べてみたんですが、

本年一月三十一日現在で、法律が千七百七十四、政令が千七百五十九。私がちよつと不勉強だったんですが、勅令というのがあるんですね。勅令九十一、閣令十一、府庁省令三千六十九、こういうふうになっておるんですが、その点についてまず、そうかと確認をしたい。それから、総務大臣に聞きますけれども、恩給法の中にいわゆる勅令というものは幾つあるんでしょうか。その二つお伺ひします。

○寺田政府参考人 現行法律等の数につきましては、おっしゃるとおりでございます。

○久山政府参考人 お答え申し上げます。

現在、私どもで所管しております勅令という名前のつく法形式は一つでございます。

○重野委員 私が拾い上げていった拾い上げ方が間違つてゐるのかもしれませんが、私は九つあるのかなという認識を持つていました。これは今後詰めていきたいと思ふんですが。

そこで、今、一つという返事ですが、正直言つて、現実には作用しているということについて、私は、ああ、こんなのがあつたのかなというのが、率直に言つてそういう感じですよ。

しかし、調べてみますと、こういう法律があるんですね。日本国憲法施行の際に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律というのがある。それによつてまた政令が、日本国憲法施行の際に効力を有する勅令の規定の効力等に関する政令により、法律をもつて規定するものでない勅令についてはその形式のままで政令と同一の効力を有するものとされた、こういうふうになっておるんですね。ところが、調べてみますと、この二十年間の中で、いわゆる勅令が百三十から、先ほど確認しました九十一に減つていくわけですよ。

恩給法においてはたゞいま一つという話がありますが、いろいろな制約、背景があるのはあるんですが、もうこの勅令というのを見直して、恩給法体系の是正を図つてもいいのではないか、こういうふうな感じがするんですが、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○片山国務大臣 勅令というのは、戦前、旧憲法時代に、議會でなくて、天皇によつて制定された、そういう形式のものでした。ただ、内容については、新しい憲法、今の憲法になつても、内容が適当なものについては、一遍決まつたものですからそのまま残す、こういう経過的な手当てがとられたんですね、今委員がお読みになった。

だから、今、勅令で生きてゐるものも幾つかあるんですが、これについてどうするかは、私どもの方の仕事じゃなくて、法務省か法制局なんかで御議論いただくべきことではないかと考えております。

○重野委員 以上で終わりますが、最初に、引き続きと言つた問題については、今後とも、大臣、そういう方向でやつてもらふように私は言い続けてまいりますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○遠藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党を代表して、恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

本法案は、物価スライドによる公的年金の引き下げに準じて、普通扶助料に係る寡婦加算を年額千四百円から二千四百円引き下げるものであります。もともと、寡婦加算の額そのものが生活を支援するという点から見ても十分なものとは言えず、それを引き下げることは認められるものではありません。

また、今回の削減は、サラリーマンの医療費窓口三割負担など社会保障の負担増や給付の削減、配偶者特別控除廃止などの庶民増税による負担増など、合わせて四兆円を超す国民への負担の押しつけの一環であり、個人消費を押し下げ、日本経済に否定的な影響を与えるものであることを指摘

して、討論を終わります。(拍手)

○遠藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○遠藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二分散会

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十六万九千九百円」を「二十六万七千五百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十五万四千二百円」を「十五万二千八百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(扶助料の年額の改定)

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十四条第一項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十五年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

(職権改定)

第三条 前条の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

理由

最近の社会経済情勢等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年三月二十日印刷

平成十五年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P